

日本スポーツ法学会

会報

第 7 号

発行人 伊藤 堯

編集人 小笠原 正

日本スポーツ法学会事務局

〒一八六 東京都国立市富士見台四一三〇一

東京女子体育大学 法学研究室内

(電話) 〇四二五―七二―四一三一

(FAX) 〇四二五―七六―二三九七

会長挨拶

伊藤 堯

第三回日本スポーツ法学会総会で、千葉会長の後をうけて、第二代会長に選出され、責任の重大性を痛感しております。

ふりかえってみますと、一九九一年一月七日東海大学交友会館において「スポーツ法学シンポジウム」が開催され、シンポジウム終了後集まった有志二十名で懇親会を持ち、スポーツ法学の振興と研究活動の組織化をテーマに意見を交換し、その結果、スポーツ法学の全国学会を組織することを目的として、「スポーツ法学会コミッション」を結成し、千葉先生を代表として一年間有志の研究

会と学会設立のための協議が熱心に行われた結果、一九九二年一月十九日コミッション研修集会和

「日本スポーツ法学会」設立総会を開催して参加者全員の賛同を得て「日本スポーツ法学会」が誕生いたしました。翌一九九三年一月一八日に第一回大会が早稲田大学国際会議場で「スポーツにおける当事者関係の特質」を全体テーマとして開催され、実質的にスポーツ法学会がスタートしました。その間千葉会長を中心として役員全会員のお力により、今日に至りました。

まだ第三回を終了したところですが、スポーツ法学に対する社会と法学、体育、スポーツ関係者の関心と期待は近年益々高く、特に今年はオリンピック年であり一層

の期待が寄せられるところであり、ます。

学会としても、創立以来基本的人権としての「スポーツ権」を確認し、その保障のために「スポーツ基本法」の制定を大きな目標としてきましたが第三回大会では全会一致で「スポーツ基本法制定へのアピール」を採択し各方面に賛同をもとめて働きかけました。

また、日本学術会議への加入という大きな課題があり、今後一層の努力が必要ですが、全力をあげて、学会の発展のために努力する覚悟であります。

皆様のご協力、ご支援を切にお願いする次第であります。

前会長挨拶

千葉 正士

初代会長の任期を無事に終えて自分ではホッと安心する以上に、会員の皆さんには学会設立以前からのご協力に感謝する気持ちで、私は一杯である。

法社会学は「生ける法」の科学なのだがその実証的検証は以外に進んでいない。スポーツ法こそ現代市民社会のそれではないかと私が気づいたのが一九八三年東海大学に移った時で、以後学内で共同研究を進め最初の論文を発表した一九九〇年頃から伊藤会員、濱野会員の体育法学の先駆者たちと協議し、「スポーツ法学コミッション」の準備組織をへて、一九九二

年学会設立に至った。

学会では、研究会・大会・年報の活動を通じて、法学としては新しい問題をいくつも提起でき、組織も固まり日本学術会議に登録できる条件も整った。

だが課題も多い。国と自治体の関係法規をすべて洗い出して国家法を体系化すること、まだ未踏の固有法を発掘すること、立法や予防法学の不備を補い法学全体のあり方に刺激を与えること、そのために法学専門家はもとよりだが体育学者・スポーツ経験者からも森川会員のような人材を多数ほしいこと、等々。

学会の組織体制としての確立と他学会に匹敵する活動とは、まだ間がある。しかしここまでの経過をみると、展開はまことに順調で私はもっと大きな困難に遭遇することをひそかに覚悟していた。こうなったのは、スポーツ法学が現代社会のニーズにこたえていることと、そのために集った会員皆さんの総意のおかげである。感謝してやまないゆえんである。

日本スポーツ法学会

第三回大会開かる

日本スポーツ法学会は、「スポーツをめぐる契約の諸問題」をメインテーマにして第三回大会を迎えた。自由研究発表第一部の会場（早稲田大学）には、定刻前にかの動向に関心を寄せる会員の多さは、今後の学会活動に少なからず好影響を与えるものと確信している。司会進行の井上洋一（奈良女子大学）会員は九時定刻に自由研究発表を開始した。

まず、中村祐司会員（宇都宮大学）の「イギリスにおけるスポーツ市場をめぐる関連法規の検討」では、商標権、著作権、意匠権などイギリスの知的所有権をめぐる法律の状況とスポーツ産業との関連を整理しつつ、当該産業の拡大傾向のなかで従前の法体系で対応が可能なかどうかの継続的検証の必要性と有用性を説いた。続く金信敬会員（埼玉短期大学）の「中国のスポーツ事故補償の現状について」では、一九九五年の全民健身計画要綱や体育法に基づく現代中国の体育行政体制の全体像や事故補償の現状が紹介された。三番目は、木戸啓起会員（広島県立総合体育館）による「スポーツルールと事故の関連」が報告され、事

故事例をもとに類型化し、ルールの存在が事故といかに係わるかについて分析した。

若干の休憩をはさんで、第一部会での討議の熱気は、自由研究発表第二部にも伝わっていたように佐藤千春会員（朝日大学）を司会者にした第二部でも、活発な報告が続いた。まず、中田誠会員（富士ゼロックス）は、「スクーバダイビング業界における免責同意書の実態」と題し、世界最大のダイビングショップの免責条項の法的

形態的影響力の大きさを国内業者の状況と比較して行なっている。そして、同意書の今後について絶対的免責条項の廃止、事故責任の協議可能な条項の設置を説き、被害救済体制の構築を提案した。続いての増尾均会員（東亜大学大学院）の「体育授業中クラブ活動中の事故と安全配慮義務」では、安全配慮義務に関する判例を総合的に検討しつつ、学校教育での人的物的環境整備・充実が体育運動の安全に関する全体的底上げにつながる」と指摘した。季刊教育法編集

長である入沢充会員（エイデル研究所）は、学校事故当事者への援助活動を通じて感じた問題意識を「スポーツ部活動と在学契約の問題」として報告。判例分析を契機にした、スポーツ権理論の進化をはかろうとする意欲的なものであった。討論においても、時間が不足するほど活発であった。

昼食後、同じ会場で野間口英敏会員（東海大学）の司会によつて総会が開かれた。濱野吉生事務局長から九五年度の会計報告が行われ、引き続き九六年度の予算案が承認された。続いて、千葉正士会長のもとでスポーツ基本法制定へ向けたアピールが採択されたが、健康、競技さままな観点からスポーツへの関心が高まりをみせるなかにあつてその意味は大きいといえよう。引き続き、会長から、

学術会議への学会としての登録の件、今回に限り理事会の推薦によつた次期学会役員選出手続きについての説明がなされ、伊藤堯会長小笠原正事務局長をはじめとした新役員の紹介が行われた。最後に新会長の挨拶が行われ、会場の会員とともに学会の発展に向けた新たな努力を誓いあつた。

総会後、さっそくに基調講演が行われた。権利論に関してスポーツ法の領域からアプローチした中村浩爾会員（大阪経済法科大学）の「スポーツ法における個人・団

体・国家一競技者の自己決定権をめぐって」と題する第一基調講演が行われ、続いて、浦川道太郎会員（早稲田大学）が「プロ野球協約とJリーグ規約」と題する第二基調講演を行なった。前者は自己決定権に基づく構成の課題と射程について比較法的検討も加えつつ行なったものであり、後者については選手契約の合理性や法的性格など現代的な課題に目配りのきいた問題提起であった。この基調講演を受けて、「スポーツをめぐる契約の諸問題」と題するシンポジウムが行われた。（司会・森川貞夫、小笠原正会員）佐藤千春会員（朝日大学）は「スポーツ事故における契約構成」と題し、事故紛争の多様化のなかで契約構成の要請が高まってきていることを指摘し自己決定権との関係にも踏み込んだ。規約内容と運用との関係について加藤久会員（早稲田大学）から「Jリーグ規約の運用実態」として報告され、マスコミの現場からの山田新氏（朝日新聞社）が「スポーツ選手契約の諸実態」として貴重な報告を行なった。最後に長嶋憲一会員（米津合同法律事務所）が、「スポーツ契約とトラブル」と題し、近時の契約問題

に係わる事例を紹介しつつ、その問題点と今後の課題を提起した。続く討議では、契約の理論構成について契約構成か不法行為構成として明確化する必要性があるのか否か、身分の不安定さと係わるプロ野球選手の保留選手制度の問題、実業団選手の契約形態、契約金と契約の関係、等多岐にわたって質問が出され時間に追われるほどであった。それを受けて、その後の懇親会では、多様な話題に沸いたことはいうまでもない。

（佐々木光明 記）

合同部会研究会報告

三部会合同の研究会が、九五年七月二二日（土）に早稲田大学体育局会議室で開催された。今回は「スポーツをめぐる契約の諸問題」と題し、吉岡英児氏（朝日新聞社）と佐藤千春会員（朝日大学）による提言が行われた。（司会・小笠原、森川会員）

「スポーツ選手契約の諸実態」というテーマで吉岡氏は、日本におけるプロスポーツをその契約状

況の側面から「古いスポーツ」と「新しいスポーツ」に分け、前者には相撲や競馬、ボクシングが、後者には野球やサッカーが該当するとした。相撲に代表される「古いスポーツ」には契約の実態がないのが実態とも言うべき状況にあり、例えば、相撲取りには入門から定年まで契約はいっさいなく、十両に上がるまでは無給で、所属する部屋から衣食住が保障されるに過ぎない。親方株の取得についても契約書があるわけではない。また、ボクシングにおけるジムも相撲部屋のしくみと類似している。例えば、ファイトマネーの三分の一はジムに天引きされ、さらにはキャンプ費用も選手持ちになっている。競馬の場合、賞金の5%が「進上金」として騎手に入るしくみになっている。

これに対して、野球やサッカーの場合、統一契約書があり、ドラフト制や出場給の存在をめぐり両者の違いはあるものの、欧米型の契約関係が成立している。また、「古いスポーツ」と「新しいスポーツ」の中間に位置するスポーツとして、テニスとゴルフが挙げられ、選手は会社等に所属しながらプロスポーツ活動に従事する例が多い。いずれにせよ、日本のプロスポーツは契約面において相撲の陰を引きずっているのが実態ではないか、というのが吉岡氏の指摘であった。

「スポーツ事故と契約法理」というテーマで佐藤千春会員は、近年十年間における裁判に絡むスポーツ事故を検討し、その態様を学故に分類し、それぞれにおいて設置者の管理責任が問われるということ、続いてルール・マネーと法的義務との関係（ルールが民法の法的義務とみられることもある）について説明した。そして、債権者の安全配慮義務における給付義務として「安全環境提供義務」を積極的に考慮していく必要があるのではないかという提言がなされた。すなわち、スポーツ活動にはそもそも危険が内包されており、「安全環境提供義務」こそが現行の債務者の保護義務と債権者の安全配慮義務では吸収できない危険の存在に対処できるのではないかと指摘である。

さらに、スポーツの危険と責任について、第一にどのような危険かを基準として、対抗型（ラグビー、ボクシング、サッカー、相撲

〜と非対抗型（スキー、ゴルフ）に類型化し、後者は格闘型と非格闘型に分けられるとした。第二に障害の程度による分類、第三に内在的な危険と外的な危険が考えられるとした。特に、故意または重大な過失でルールを破った場合には不法行為の問題が生じるとして、これを取り定めるような法理論の形成が必要なのではないかという提言がなされた。また、ドイツにおける国際スキー連盟（FISU）を事例とし取り上げ、免責条項の効力についての検討がなされた。

討論では、契約のない人間によるフェアプレーは可能なのか、芸能界におけるような独立が認められないとなると選手の身分はどうなるのか、行司の位置づけ、相撲における興業形態はどのようになっているのか、といった質問に対して、吉岡氏は豊富な事例を紹介する形で答えた。また、「スポーツ事故と契約法理」において、免責事項との関わりでスキューバダイビングにおいて見られるような業界の体質を改めるにはどのような方策考えられるのか、アマチュアと団体との契約の問題、スポーツ事故を部分社会的論的に把握するだ

けでよいのか、約款と過失をどのように捉えたらよいのか、といった質問に対して、佐藤千春会員はスポーツ競技者保証という視点を中心に据えた新たな法理の必要性を強調した。

（中村祐司 記）

スポーツ基本法研究専門委員会

第二回研究会報告

スポーツ基本法研究専門委員会の第二回研究会が、九五年九月三十日（土）に早稲田大学人間総合研究センター分室で開催された。

（司会・小笠原会員）

中村祐司会員による報告「イギリスのスポーツ関連法」では、公衆衛生法やフィジカルトレーニング・レクリエーション法、教育法サッカー観戦者法等がスポーツ関連法として提示された。今後は判例法や枢密院令、勅許状、さらには政府関連の委員会や特殊法人の年次報告などについても体系的に整理することが不可欠であると指摘された。また、国民文化財省の年次報告内容からスポーツカウ

シルの役割の変容についても言及された。

諏訪伸夫会員による報告「近年のアメリカスポーツ関連法をめぐる概況」では、『訴訟爆発』と言われる状況を踏まえた上で、特に事故関係について(1)危険受任論と危険の科学的把握(2)慈善免責(3)主権免責(4)製造物責任法等といった視覚からの指摘報告がなされた。

例えば、主権免責の保持が放棄をめぐる州と地方団体の概況が提示されたまた、製造物責任については、業界の大きな関心事となっており、年々大きな補償責任問題が生じていることなどが報告された。

森川貞夫会員による報告「スポーツ振興法の問題点」では、議員立法である日本のスポーツ振興法について、スポーツの権利性等の問題が指摘された。プロスポーツの排除、社会教育法と比較した場合の内容的後退、非常勤扱いとされている体育指導委員制度、施設設置に対する国の補助率（三分の一）、努力規程であり義務規程ではないこと、スポーツ振興の達成をめぐる基準数値の不提示、市町村におけるスポーツ振興審議会の任意設置など、「ざる法」である

この具体的指摘がなされた。質疑・応答では各々、イギリスにおける制定法の近年の位置づけアメリカにおける州の免責放棄による損害賠償の問題、日本におけるスポーツ基本法作成に向けた今後の展開などについて活発な議論が展開された。

（中村祐司 記）

スポーツ基本法研究専門委員会

第三回研究会報告

スポーツ基本法研究専門委員会の第三回研究会が、九六年一月二十七日（土）に早稲田大学人間総合研究センター分室A会議室で、小笠原正会員（東亜大学）司会のもとに開催された。今回は、永井憲一会員（法政大学）により「スポーツ権とスポーツ基本法」という報告が行われた。報告は、「スポーツ法学入門」（体育施設出版）の後編第一章「スポーツ権」の論文をもとになされた。

第一に、「スポーツ権」について考究する場合の前提として、「スポーツ」とは何かという概念規

定を明確にしておく必要性を示しそして「スポーツ」の概念を、広く大きく、「人間の心身の運動である」と定義した。そして、この定義に基づいて「スポーツ権」を「人間としての心身の運動に関する国民の基本的人権である」と定めた。

第二に、スポーツ権がどのように展開されたかを解説した。まず一九六八年の国際スポーツ・体育協議会のスポーツ宣言、一九七五年ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章、一九七八年ユネスコの体育・スポーツ国際憲章などを例に、スポーツが人間にとての基本的人権であるという「スポーツ権」の認識と理解が高められ、広められた国際的動向を解説した。

次に日本における理論的展開を解説し、一九六一年のスポーツ振興法の制定、一九六五年の新日本体育連盟の創立宣言によるスポーツ権の理論の主張、教育を受ける権利に基づく憲法二六条論、社会権に基づく憲法二五条論、勤労権に基づく憲法二七条論、幸福追求権に基づく憲法一三条論などについて見解を述べた。

第三に、スポーツ権の法的性格と内容について言及し、「スポー

ツ権」が新時代の国民の人権として認識され、承認されるためには憲法の条文の解釈によるカテゴリーに基づいて分類するのではなくむしろ統合的視座に立って理論的に体系づける必要があると主張した。そしてスポーツ権を、自由権的資格をもつ人格権としてのスポーツ権、社会権的資格をもつ要求権としてスポーツ権、新しい人権としての文化権としてのスポーツ権に分類して説明した。

第四に、スポーツ権の実現のためには、スポーツ権を保障する諸制度の確立を急がなければならぬことを主張した。そしてスポーツ権を保障する新しい諸制度の基本的方向として、スポーツを地域社会に開放すること、スポーツは国民の自発的で自由な活動を基本とする事、スポーツに関する情報と指導体制を確立すること、各地方公共団体にスポーツ文化会議を設置すること、などが考えられるとした。そして、新たな「スポーツ基本法」などの立法措置が期待されるべきであり、その中に国民の「スポーツ権」を保障する基本姿勢を示すこと、国に「スポーツ省」を設置し、スポーツ振興の責務を明記すること、地方公共団

体に「スポーツ文化課」を設置し住民代表と協議してスポーツ行政を実施すること、新しく一定規範の地域を整備する際には、スポーツ施設の設置を義務づけること、などを含めるべきであると主張した。

このような報告に対して、さまざまな意見が交わされた。スポーツとは何か、スポーツ権とは何かを明確に規定すべきこと、運動部活動など学校教育におけるスポーツについて検討すべきこと、スポーツ指導者の問題、社会教育や生涯教育との関係、誰を対象にしての権利なのか、スポーツによって何を享受できるのかなどを明確にすべきこと、国・地方にそれぞれどこまで求めることができるかを整理すべきこと、スポーツ振興法の不備を整理する必要があること、スポーツ振興法を抜本的に改正する方法、ユネスコの憲章を土台にする方法、新しくスポーツ基本法のようなものをつくり、教育基本法のような基本方針や基本理念を掲げるべきことが討議された。

以上の議論の結果、小委員会を設置し、スポーツ基本法の草案、またはメモのようなものをそこで検討し、次回委員会までに具体的

なスポーツ基本法案を提示できるようにすることが提案され、承認された。小委員会のメンバーとしては、永井憲一会員、根保宣行会員（金沢女子大学）、森川貞夫会員（日本体育大学）、井上洋一会員（奈良女子大学）、斎藤健司会員（慶応義塾大学）が選任された。次回委員会は、スポーツ基本法案の検討を議題とし、四月二十日（土）午後二時より早稲田大学人間総合研究センター分室A会議室で開催することを確認し、解散した。

なお、本研究委員会に関しては斎藤健司会員（神戸大学発達科学部）〇七八一八五一六〇六一）まで問い合わせ下さい。
（森浩寿 記）

第四回理事会議事要録

九五年七月二二日 早稲田大学
出席者：千葉会長、伊藤副会長、井上・坂本・諏訪・西村・萩原・濱野・湯浅理事、池井・小笠原監事、小林・斎藤・鈴木・中村・日野事務局員
委任状提出者：奥島・菅原・永井・森川理事

冒頭に、今回は理事三名が出張中なので、委任状を提出していたが、出席者のみで定数満たしていること、現時点での会員数が一四七名であることが報告され、議事に入った。

まず「新入会員に関する件」では、影山健氏、今成博之氏、田崎博識氏（杉並区勤労福祉会館）、松島暁氏（東京合同法律事務所）、権田里恵氏、増尾均氏（東亜大学総合学術研究所院生）の入会を了承した。

次に「第三回大会に関する件」では、会長より基調講演者とシンポジウム提言者について提案があり、これを了承した。

続いて「年報第二号に関する件」では、森川年報委員長代行が欠席のため、小笠原編集委員より、現在までの進捗状況について報告がなされた。

最後に「その他」で、スポーツ仲裁機構設立の提案と、『スポーツ法学入門』は体育施設出版より刊行することになったとの報告、スポーツ基本法研究専門委員会開催について説明があった後、次回理事会を九月三十日（土）正午より早稲田大学で開くことを決定して閉会した。

第五回理事会議事要録

九五年九月三十日 早稲田大学
出席者：千葉会長、伊藤副会長、井上・坂本・永井・西村・濱野・森川理事、池井・小笠原監事、佐藤・中村事務局員

冒頭に現時点での会員数が一五三名であることが報告され、議事に入った。

まず「新入会員に関する件」では、木本寛氏（寺沢法律事務所）塩野谷明氏（長岡技術科学大学）北本正伸氏（金沢大学大学院）の入会を了承した。

続いて「第三回大会に関する件」では、六名の自由研究発表者を決定した。

「次期役員人事に関する件」では、正副会長、事務局長、部会座長で原案を作成し、次回理事会に諮ることとした。

「第四回大会に関する件」では九六年一月二日（土）に早大国際会議場で開催することを決めた集中テーマ等については、次回理事会で検討することになった。

「その他」では、『スポーツ法学入門』について報告がなされ、引き続き体育施設出版より依頼

のあったスポーツ判例の執筆者を決定した後、次回理事会を一〇月二八日（土）午後二時より早稲田大学で開くことを決定して閉会した。

第六回理事会議事要録

九五年一〇月二八日 早稲田大学
出席者：千葉会長、伊藤副会長、諏訪・永井・西村・萩原・濱野・森川理事、小笠原監事、鈴木・中村・野間口事務局員

冒頭に現時点での会員数が一五六名であることが報告され、議事に入った。

まず、「新入会員に関する件」では、加藤久氏（早稲田大学）、今泉安氏（長谷川体育施設）、高橋雅夫氏（東亜大学）の入会を了承した。

次に「年報第二号に関する件」では、森川年報委員長代行より、刊行までのスケジュールがやや遅れ気味だが、大会には間に合わせたいとの報告があった。

続いて「第三回大会に関する件」では、事務局より、総会に諮る事業報告、事業計画、会計報告、予算案が示され、これを了承した。

「次期役員人事に関する件」では、現理事のうち、本人より申し出のあった西村会員は退任、他の理事は留任とし、新たに及川・小笠原・山田二郎会員を理事候補にまた監事候補として佐藤千春会員を加え、会長候補は伊藤会員としそれが承認された場合は、副会長として濱野会員、事務局長として小笠原会員を委嘱することとし、総会に提案することとした。

「第四回大会に関する件」では午前中に自由研究発表、午後には総会、基調講演、シンポジウムを行なうこととし、集中テーマについては引き続き検討していくことになった。

「その他」では、次期事務局員九名を決定し、前回同様『スポーツ法学入門』の進捗状況について報告があった後、次回理事会を九六年一月二七日（土）正午より早稲田大学で開くことを決定して閉会した。

九六年第一回理事会議事要録

一月二七日 早稲田大学
出席者：伊藤会長、濱野副会長、井上・小笠原・千葉・永井・萩原

・森川・湯浅・山田理事、斎藤・鈴木・野中・増尾事務局員
冒頭に、現時点での会員数が一六九名であることが報告され、議事に入った。

まず、「新入会員に関する件」では、下田学氏（東京大学大学院）、本谷匡氏（榎体育施設出版）、佐原龍誌氏（多摩美術大学）、松田良一氏（財団法人富山市スポーツ振興財団）、十河浩氏（自衛隊体育学校）、内田和美氏・小室史恵氏（東京都健康づくり推進センター）長嶋憲一氏（米津合同法律事務所）、伊藤直樹氏の入会を了承した。次に「第四回大会に関する件」では、大会の集中テーマについては、意見を交わしたが最終的な決定は次回の理事会へと持ち越された。続いて「理事会・事務局体制に関する件」では、事務局長より、九五年年度の総会で決定した役員報告、学会の運営、事務局の体制が以下のように示され、また、日本学術会議への団体登録についても報告があり学術会議申請・研究連絡委員に小笠原事務局長が当たること等を了承した。

事務局員

- 会長 伊藤 堯
- 副会長 濱野吉生 (委嘱)
- 事務局長 小笠原正 (委嘱)
- 会長退任 千葉正士
- 副会長退任 伊藤 堯
- 事務局長退任 濱野吉生
- 理事 (新任) 及川伸・小笠原正・山田二郎
- 理事退任 西村宏一
- 監事 (新任) 佐藤千春
- 監事退任 小笠原正
- 学会運営
 - 第一部会 (事故問題)
 - 座長 菅原哲郎
 - * 幹事 佐々木光明
 - 第二部会 (固有法)
 - 座長 山田二郎
 - * 幹事 野間口英敏
 - 第三部会 (実定法)
 - 座長 永井憲一
 - * 幹事 斎藤 健司
- 年報編集委員会
 - 委員長 森川貞夫
 - * 幹事 野中ルミ子
- スポーツ基本法研究専門委員会
 - 委員長 永井憲一
 - * 幹事 森 浩寿

事務局

- 総務 (会計・案内・記録・名簿)
- * 鈴木モモ子 野中ルミ子
- 小林 真理 高橋 雅夫
- 会計 (会費・出納)
- * 鈴木モモ子 野中ルミ子
- 会報 (編集・発行・発送)
- * 野中ルミ子 鈴木モモ子

編集後記

会報第七号をお届けします。今年度も七月に合同部会研究会を、また、一月二一日(土)には第四回目の大会を早稲田大学国際会議場で開催します。

なお、合同部会研究会の日時等詳しい内容につきましては、別途お知らせします。また、大会の全体テーマなど詳しい内容については次号でお知らせします。

「年報に関する件」では、年報第三号も早稲田大学出版より刊行することが報告され、年報第一・二号の販売促進についての提案がなされた。

お知らせ

最後に「その他」では、次回理事会を四月二〇日(土) 正午より早稲田大学で開くことを決定して閉会した。

本紙八頁に「日本スポーツ法学会・年報第二号」の目次を載せました。会員の皆様との関係大学・図書館・ご友人等々にご推薦下さい。なお、注文は事務局でも受付ております。

いづれの会も会員の皆様のご参加を心よりお待ちしております。今号は内容が盛沢山でしたので、これまでの会報とは異なる体裁で頁数も増えました。事務局体制が変わり会報の担当も変わり、慣れないこともあり皆様に会報をお届けすることが大幅に遅れましたが何とか完成いたしました。これからも読みやすい紙面作りをしていきたいと思えます。会報に対する会員の皆様からのご意見、ご感想、ご要望がございましたら、事務局宛にお送りください。今後の参考にさせていただきます。(N)

スポーツにおける紛争と事故
日本スポーツ法学会年報2号

目次

スポーツ事故と事故責任による加害者側の減責	山田 二郎	1
アメリカのスポーツ紛争	井上 洋一	24
～スポーツ・バイオレンスの規制をめぐって～		
日本スポーツ法学会第2回大会		
基調講演		
スポーツ紛争とその処理制度	千葉 正士	44
～スポーツ固有法の機能～		
スポーツ障害・事故の法律的側面の現状と課題	望月浩一郎	62
シンポジウム・提言		
スポーツ・ボランティアとスポーツ事故	菅原 哲朗	86
スポーツ事故の予防	日野 一男	94
～社会状況の変化及び過失理念から見る指導上の注意～		
ニュージーランド事故補償法とスポーツ事故	根保 宣行	102
スポーツ事故裁判の法理	小笠原 正	109
シンポジウム・討論要旨		118
自由研究		
フランススポーツ法におけるスポーツ施設制度の成立と展開	斉藤 健司	128
イギリスにおけるサッカー・フーリガンをめぐる法的対応	中村 祐司	138
スポーツ環境保護	小林 真理	147
～第18連邦インミッション防止法実施令 「スポーツ施設騒音防止法」を中心に～		
アメリカのスポーツ事故判例におけるWaiver Formについて	鈴木モモ子	157
スポーツ事故考察の方向	木戸 啓起	169
スポーツ事故と「危険引受の法理」	及川 伸	181
書評		
『日本のスポーツ環境批判』	船木 正文	191
『日本スポーツ法学会年報第1号』を読んで	松本 忠士	193
～スポーツ法学の展開と課題～		
学会通信		